

# 加賀市医療センター 院内感染防止対策指針

## 1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止および院内感染発生時の適切な対応等、加賀市医療センターにおける院内感染対策の体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2. 院内感染対策の基本的考え方

院内感染防止のためには、全ての患者に対して疾患非特異的に講じる標準予防策および感染経路別予防策を実施することにより、患者と医療従事者双方における院内感染を減少させる。また感染症発生の際には、拡大防止のため、その原因の速やかな特定・制圧・終息を図る。このため、院内感染防止対策を全病院職員が把握し、病院理念に則った医療が提供できるよう本指針を作成する。

## 3. 院内感染対策部門における委員会・組織に関する基本的事項

### 1) 院内感染防止対策委員会（ICC）

当院における院内感染対策に関する病院長直属の諮問機関であり、管理部長を含む各部署の代表者をもって委員とする院内感染防止対策委員会を設置し、月1回定期的に会議を行い、検討・協議・推進を行う。感染管理の方針を作成、決定する組織。

### 2) 感染管理室

院内感染防止対策委員会の方針に基づき、感染防止対策を企画、立案、改善するために感染管理組織の司令塔として活動する組織。

### 3) 感染制御チーム（ICT）

ICT は、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師等から構成されたチームであり、院内感染に関する監視・情報収集を行い、指導・啓発を行う。院内感染防止対策委員会、感染管理室の方針、計画に基づき組織横断的に活動する。

### 4) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)

AST は、医師、薬剤師、臨床検査技師、看護師等から構成されるチームであり、感染症治療における抗菌薬の使用に関し、最大限の治療効果を導くと同時に、有害事象（副作用や耐性菌の出現）をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了（治療の最適化）できるように支援する。

### 5) 感染リンク委員会

各部署から選出された委員による構成で、月1回の定期的開催する委員会である。感染対策に関する現場の問題点を報告し、改善へ向けた取り組みや現場職員への教育を行う。院内感染防止対策委員会の方針を踏まえ、所属部署単位の感染防止対策の実践、指導を行う実働組織。

### 6) 感染対策組織図は別紙(図1)のとおりとする。

#### 4. 院内感染対策のための職員教育・研修に関する基本方針

院内感染対策に関する基本的考え方および具体的な対策について、職員に対し以下の通り教育・研修を実施する。

- 1) 全職員を対象に、院内感染対策に関する研修会及び抗菌薬適正使用に関する研修会を年に各2回以上開催する。
- 2) 必要に応じて、全体あるいは部署や職種別また、委託業者に対して院内感染に関する教育・研修を行う。
- 3) 新規採用者・中途採用者に対して、実技指導を含む集団研修を実施する。
- 4) 院内ラウンド等による個別指導を実施する。

#### 5. 感染症の発生状況報告に関する基本方針

院内における感染症の発生状況や、その原因に関するデータを収集・分析し、的確かつ迅速な対応がとれるよう、感染管理室担当者が ICC、ICT、AST に報告する。発生状況報告に関しては、以下の項目を実施する。

- 1) 法令に定められた感染症の届出
- 2) サーベイランス実施による、発生状況の報告と改善へのデータ活用
- 3) 細菌検査結果や感染症報告から、抗菌薬適正使用を推進する。

#### 6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 院内感染発生が疑われる場合には、ICT が情報収集を行い、迅速な対応がとれるよう、感染症情報の管理を行う。
- 2) 必要に応じて、臨時院内感染防止対策委員会を召集し、感染経路の遮断および拡大防止に努める。
- 3) 病院内で対策を行っているにもかかわらず、医療関連感染の発生が継続する場合もしくは院内のみでは対応が困難な場合には、地域支援ネットワークに速やかに相談する。

#### 7. 指針の閲覧に関する基本方針

本指針は電子カルテパソコンから、全職員が閲覧することができる。また、概要を院内に掲示する。

#### 8. 院内感染対策の推進のために必要なその他の基本方針

- (1) 病院職員は院内感染対策マニュアルを遵守し、感染予防に努める。
- (2) 病院職員は、自らが感染源とならないため、定期健康診断を受診し、健康管理に留意する。
- (3) 感染対策マニュアルは、最新のエビデンスに基づいたガイドラインを参考に、当院の事情に合わせた作成を行い、定期的な見直し・改訂を行う。
- (4) 医療関連感染対策の各施設における質の評価は、定期的に第三者評価を受け、審査結果を改善につなげる。

(附則)

本指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日改訂